

## サイバー犯罪に関する刑事法的考察

滝吉 翔平

科学技術の発達、コンピュータ・ネットワークの発展により、私たちの生活は豊かになる一方で、世界中でインターネットを利用した犯罪が日々発生している。インターネット社会がより一層高度化している現代では、誰もが容易に被害者になりうる可能性があり、サイバー犯罪は私たちの身近なところに存在している。また、技術的進歩は、潜在的な犯罪者に対して新たな犯罪領域を開く危険性を秘めている。

本研究は、サイバー犯罪を取り締まる刑事法の概要と立法・改正のプロセスを整理し、かかる刑事法がどのような場面で適用され、どのように処断されるかを検討することを通じて、解釈上の問題点を明確にすることにより、将来的展望を論じることを目的とする。

研究対象は、刑法の電磁的記録関連犯罪（電磁的記録不正作出及び共用罪、電子計算機損壊等業務妨害罪、電子計算機使用詐欺罪、電磁的記録毀棄罪、支払用カード電磁的記録に関する罪、不正指令電磁的記録に関する罪、わいせつ電磁的記録頒布罪）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の4つである。

本研究では、文献調査により検討を進め、二つの観点から考察を行った。一つ目の観点は、規制強化の必要性であり、処罰対象とすべき行為であるにもかかわらず、刑事法に不備があるために不処罰となる事例が発生していないか、刑事法上の手当てはあるものの抑止力に欠けるものはないか、という点である。二つ目の観点は、謙抑性であり、行為態様に照らして処罰規定が厳格であったり、処罰の範囲が広過ぎる規定はないか、という点である。

これらの観点を踏まえて検討を行った結果、現行の刑事法には、①個別規定の法解釈に関する課題、②処罰範囲が広汎・不均衡であるという課題、③処罰規定の不存在という課題、④法定刑の不均衡という課題が存在することが明らかになった。

そこで、①から④の問題を総合的に解決する一つの方策として、体系的なサイバー刑法を立法すべきであると提案した。現在の規制手法では、個別の問題が個別の場面で発生する都度、パッチワーク的な対応をせざるを得ず、それには限界がある。また、技術が発達し、新しい侵害手段が生まれたとしても、体系的なサイバー刑法があれば、新规定の導入や改正を円滑に進めることが可能になると考えられる。

(指導教員 石井夏生利)